

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

| | |
|---|---|
| ○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業振興課) | 一 |
| ○職業能力開発校規則の一部を改正する規則 (産業人材対策課) | 四 |
| ○職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の一部を改正する規則 | 四 |
| ○宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則 | 四 |
| ○職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則 | 五 |
| ○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則 (畜産課) | 七 |
| ○沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産業振興課) | 八 |

規 則

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十八号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

電波暗室

一時間につき 三、八〇〇円

を

に改め、別表第一第二号の表材料加工関連機器の項中

| | | |
|----------------|--------|---------|
| 電波暗室 | 一時間につき | 三、八〇〇円 |
| 10m法電波暗室 | 一時間につき | 一〇、五〇〇円 |
| 熱間等方圧プレス | 一時間につき | 一、五〇〇円 |
| B型粘度計 | 一時間につき | 五〇〇円 |
| 引張圧縮試験器 | 一時間につき | 六五〇円 |
| 熱間等方圧プレス | 一時間につき | 一、五〇〇円 |
| 引張圧縮試験器 | 一時間につき | 六五〇円 |
| ホットプレス兼用高温炉 | 一時間につき | 二、二〇〇円 |
| 真空ホットプレス(VHP) | 一時間につき | 五、〇〇〇円 |
| スパーミキサー | 一時間につき | 五五〇円 |
| 大型連続式放電プラズマ焼結機 | 一時間につき | 一五、六〇〇円 |
| ビッカース硬度計 | 一時間につき | 六〇〇円 |
| スパーミキサー | 一時間につき | 五五〇円 |
| ビッカース硬度計 | 一時間につき | 六〇〇円 |

に、

を

に、

を

に、

を

| | | |
|--|--|--|
| 衝撃試験装置 マイクロフォーカスX線CT装置 マイクロフォーカスX線透過装置 高分子材料コンパウンド装置 | | 一時間につき 三、一〇〇円 一、八〇〇円 三、五〇〇円 |
| 衝撃試験装置 伝導EMC試験システム 伝導EMC試験システム 10m法放射エミッション測定システム アンテナ照射試験システム 車載機器用イミューンティ試験システム | | 一時間につき 二、〇〇〇円 一時間につき 二、〇〇〇円 一時間につき 二、〇〇〇円 一時間につき 五、五〇〇円 四、七〇〇円 三、六〇〇円 |
| 車載用放射エミッション測定装置 非接触画像光学式三次元デジタイザ 両面マスクアライナー | | 一時間につき 三〇〇円 二、三〇〇円 七〇〇円 |
| 車載用放射エミッション測定装置 両面マスクアライナー | | 一時間につき 三〇〇円 七〇〇円 |
| 衝撃試験装置 衝撃試験装置 高分子材料コンパウンド装置 | | 一時間につき 七〇〇円 三、五〇〇円 |

表電子・情報関連機器の項中

に改め、同

| | | |
|--|--|--|
| ハイパースペクトルカメラ ハイパースペクトルカメラ 非接触画像光学式三次元デジタイザ (FLAR E) エンジンアリングプラスチック造形システム | | 一時間につき 二、四〇〇円 二、四〇〇円 二、八〇〇円 一、六〇〇円 |
| エンジンアリングプラスチック造形システム エンジンアリングプラスチック造形システム アーム式デジタイザ (ベクトロン) 流体CAEシステム CAE検証用計測システム | | 一時間につき 一、六〇〇円 一、六〇〇円 二、三〇〇円 三、一〇〇円 八〇〇円 |
| 真空凍結乾燥機 真空凍結乾燥機 オートサンプラー付GC/MS/O | | 一時間につき 七〇〇円 七〇〇円 二、〇〇〇円 |
| 全反射X線光電子分光装置 (XPS) | | 一時間につき 三、四〇〇円 |

に改め、同表工業デザイン関連機器の項中

に改め、同表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中

に改め、同表分析・測定関連機器の項中

| | | |
|---------------------------|--------|--------|
| X線光電子分光分析装置 (XPS i Nexsa) | 一時間につき | 八、〇〇〇円 |
| 微小部蛍光X線分析装置 (μ-XRF) | 一時間につき | 三、〇〇〇円 |

| | | |
|--------------------|--------|------|
| シャルピー衝撃試験機 (シャルピー) | 一時間につき | 九〇〇円 |
|--------------------|--------|------|

| | | |
|----------------------|--------|--------|
| シャルピー衝撃試験機 (シャルピー) | 一時間につき | 九〇〇円 |
| マイクロフォークスX線CT装置 | 一時間につき | 三、一〇〇円 |
| マイクロフォークスX線透過装置 | 一時間につき | 一、八〇〇円 |
| ポータブル型X線残留応力測定装置 | 一時間につき | 一、〇〇〇円 |
| サブミクロン三次元X線顕微鏡 (XRM) | 一時間につき | 五、五〇〇円 |
| 卓上型高速X線CT装置 (高速XCT) | 一時間につき | 三、五〇〇円 |

| | | |
|--------|-------|--------|
| X線透過検査 | 一件につき | 五、六〇〇円 |
|--------|-------|--------|

| | | |
|------------------|--------|--------|
| X線透過検査 | 一件につき | 五、六〇〇円 |
| 三次元X線顕微鏡 (室温大気中) | 一測定につき | 三、五〇〇円 |

| | | |
|---------|-------|---------|
| 極表面領域分析 | 一件につき | 一五、五〇〇円 |
|---------|-------|---------|

に改め、同表材料分析の項中

別表第二第一号の表材料試験の項中

に改める。

を

を

に改め、

に、

| | | | |
|---------|----------|--------|---------|
| 極表面領域分析 | サーベイスキャン | 一測定につき | 一四、七〇〇円 |
| | 粗マッピング | 一測定につき | 一四、七〇〇円 |

に改め、同表試料調整の項中

| | | |
|-------------|-------|--------|
| 酵素反応、加水分解反応 | 一件につき | 三、一〇〇円 |
|-------------|-------|--------|

を

| | | |
|----------------|-------|--------|
| 酵素反応、加水分解反応 | 一件につき | 三、一〇〇円 |
| 単Aエッチング | 一件につき | 一、一〇〇円 |
| A r クラスターエッチング | 一件につき | 一、三〇〇円 |

に改め、

| | | |
|----|-------|--------|
| 高温 | 一件につき | 二、七〇〇円 |
|----|-------|--------|

を

| | | |
|---------------------|-------|---------|
| 高温 | 一件につき | 二、七〇〇円 |
| 温度制御 (三次元X線顕微鏡) | 一件につき | 一、〇〇〇円 |
| 圧力制御 (三次元X線顕微鏡) | 一件につき | 一、〇〇〇円 |
| 大気以外の雰囲気 (三次元X線顕微鏡) | 一件につき | 二〇、〇〇〇円 |

に改める。

様式第六号及び様式第七号中「四」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、様式第六号及び様式第七号の改正規定は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び実施が決定した試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正前の産業技術総合センター条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の産業技術総合センター条例施行規則の規定によるものとみなす。

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十九号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

職業能力開発校規則(昭和四十九年宮城県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「保護者又は」を削る。

第十三条から第十四条の二までの規定中「保護者又は保証人が連署した」を削る。

別表宮城県立石巻高等技術専門校の項中 「二〇人 二〇人」を「一五人 一五人」に改める。

様式第四号中 「保護者(保証人) 住所」や「保護者(保証人)が連署していただく」と「印」や「保証人住所」を「保護者住所」とし、「住所」を「保護者住所」とする理由

様式第五号中 「印」や「保証人住所」を「保護者住所」とし、「住所」を「保護者住所」とする理由

(注) 本人が未成年の場合にあつては、保証人は保護者とする。

様式第六号中 「保護者(保証人)住所」を「保護者住所」とし、「住所」を「保護者住所」とする理由

様式第六号の二及び様式第六号の三中 「印」や「保証人住所」を「保護者住所」とし、「住所」を「保護者住所」とする理由

「 年 月 日まで」を「 年 月 日まで」に改める。

(注) 本人が未成年の場合にあつては、保証人は保護者とする。

様式第六号の四中 「印」や「保証人住所」を「保護者住所」とし、「住所」を「保護者住所」とする理由

「2 復学する日」を「2 復学する日」に改める。

(注) 本人が未成年の場合にあつては、保証人は保護者とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の職業能力開発校規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の職業能力開発校規則の規定によるものとみなす。

職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十号

職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の一部を改正する規則

職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則(平成十二年宮城県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中 「印」や「保証人住所」を「保護者住所」とし、「住所」を「保護者住所」とする理由

「変更を必要とする理由」を「変更を必要とする理由」に改める。

(注) 本人が未成年の場合にあつては、保証人は保護者とする。

様式第二号中 「印」や「保証人住所」を「保護者住所」とし、「住所」を「保護者住所」とする理由

「分割を必要とする理由」を「分割を必要とする理由」に改める。

(注) 本人が未成年の場合にあつては、保証人は保護者とする。

様式第三号中 「印」や「保証人住所」を「保護者住所」とし、「住所」を「保護者住所」とする理由

「減免申請の事由」を「減免等の事由が消滅した理由」に改める。

「減免等の事由が消滅した理由

に改める。

(注) 本人が未成年の場合にあっては、保証人は保護者とする。こと。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の職業能力開発校の授業料及び入学金の減免等に関する規則の規定による諸様式で取扱い
上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の職業能力開発校の授業料及び入学金の減
免等に関する規則の規定によるものとみなす。

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十一号

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

宮城障害者職業能力開発校規則(昭和四十四年宮城県規則第五十七号)の一部を次のように改正す
る。

第六条及び第十一条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第十二条第二項中「保護者又は」を削る。

第十三条及び第十五条第二項中「保護者又は保証人が連署した」を削る。

第十八条中「行なわない」を「行わない」に改める。

様式第二号(左)中「本人署名又は記名押印」を削り、

| | | | | | | | | | | | | |
|---|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 「 | 生年月日 | 年 | 月 | 日 | 生 | 性 | 別 | 男 | ・ | 女 | 」 | を |
|---|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | |
|---|------|---|---|---|---|---|------|
| 「 | 生年月日 | 年 | 月 | 日 | 生 | 」 | に改め、 |
|---|------|---|---|---|---|---|------|


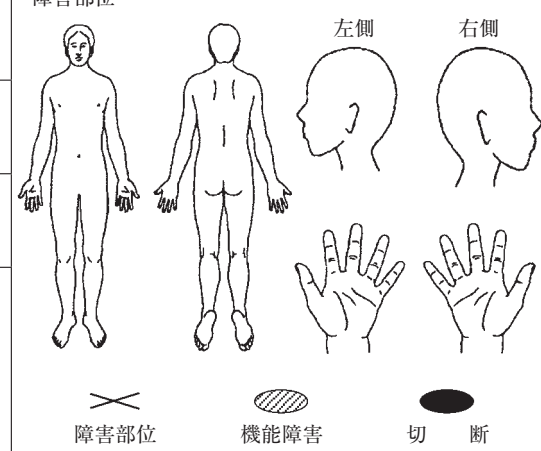
同様式を様式第二号(表)とする。

様式第二号(右)中「宙・み」を削り、同様式を様式第二号(裏)とする。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 (第10条関係)

健 康 診 断 書

| | | | | | |
|-----------------|--|------|---|--|--|
| 氏名 | 年 月 日生 | | 住所 | 〒 | |
| 身長 | cm | 眼疾 | 既往症 | ぜん息 有・無 アレルギー 有・無 アレルギー () アナフィラキシー 有・無 その他 有・無 () | |
| 体重 | kg | 耳鼻疾 | | | |
| 色覚 | | 血圧 | | / mmHg | |
| 視力 | 右 () 左 () | てんかん | 有・無 (有の場合詳細) 発作の種類 発作頻度 回/ 症 状 | 胸腹部及び内臓疾患  撮影 年 月 日 | |
| 聴力 | 右 左 | | | | |
| 握力 | 右 kg 左 kg | 精神障害 | | | |
| 障害者等手帳 | 都・道・府・県第 号 | | | 障害部位 | |
| | 身・療・精 級 年 月 日発行 | | |  | |
| 障害名 | | | | | |
| 原因 | | | | | |
| 服薬 | 抗てんかん剤 降圧剤 安定剤 その他 服薬無し ※薬剤名を記入 | | | | |
| 通院頻度 | 月 回 (疾患名) | | | 四肢運動制限 有・無 有の場合その詳細 (使用装具等) | |
| 療養経過 | | | | | |
| 就業についての総合所見 | | | | | |
| 上記のとおり診断いたしました。 | | | | | |
| 年 月 日 | | | 所在地 病院名 医師名 | | |

様式第16号中「保護者(保証人)」や「保証人」及び「保護者(保証人)が連署してください」と「保証人は保護者とする」と並び、

「退校したいので御許可くださるようお願いいたします」と「退校したいので、許可願います」及び「退校理由」と並び、(注)本人が未成年者の場合にあつては、保証人は保護者とする。と並び、

様式第16号中「(本人署名又は記名押印)」や記号「保護者(保証人)」や「保証人」及び「下記理由」や「下記の理由」及び「欠席いたしたいので関係書類を添えてお届けいたします」と「欠席したいので、関係書類を添えて届け出ます」及び「年 月 日まで」と並び、

「年 月 日まで」(注)本人が未成年者の場合にあつては、保証人は保護者とする。と並び、様式第16号中「氏名 ①」や「氏名 性別 男・女」及び「保護者(保証人)」や「保証人」及び「貴校の寄宿舎に入舎を希望したいので、御許可くださるようお願いいたします。」や「貴校の寄宿舎に入舎を希望したいので、許可願います。」

(注)本人が未成年者の場合にあつては、保証人は保護者とする。と並び、様式第16号中「(本人署名又は記名押印)」や記号「保護者(保証人)」や「保証人」及び「下記理由」や「下記の理由」及び「退校したいので、御許可くださるようお願いいたします」と「退校したいので、許可願います」及び「退舎理由」と並び、(注)本人が未成年者の場合にあつては、保証人は保護者とする。と並び、

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。(経過措置)

2 改正前の宮城障害者職業能力開発校規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城障害者職業能力開発校規則の規定によるものとみなす。

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城職業訓練給付金支給規則第11号

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

職業訓練給付金支給規則(昭和五十年宮城県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

様式第16号 「 印 を記す」 [記名押印又は署名]

| | | |
|-------------|-------------|--------------------------|
| 「ふりがな 氏名 | (性別) 男・女 | (生年月日) 年 月 日生(満 歳) |
|-------------|-------------|--------------------------|

を

| | |
|------------------|--------------------------|
| 「ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日生(満 歳) |
| 個人番号 (マイナンバー) | |

に改める。

「様式第二号中
(本人署名又は記名押印)」^②を削る。

| | |
|--------------|-----|
| 氏名 | 申請印 |
| (本人署名又は記名押印) | |

を 氏名 に改める。

附 則

〔施行期日〕

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

〔経過措置〕

2 改正前の職業訓練給付金支給規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の職業訓練給付金支給規則の規定によるものとみなす。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十三号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号。以下「法」という。)の施行に関し、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和三年

農林水産省令第六号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
国土交通省

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(知事が必要と認める図書)

第三条 省令第六十四条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第三条第三項第四号に適合するものであることについて、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関(県内を同法第七十七条の十八第三項に規定する業務区域としている者に限る。以下この条において同じ。)の審査を受け、適合証の交付を受けた場合は、当該適合証とする。

2 省令第七十六条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、特例畜舎等以外の畜舎等に係る法第六条第二項ただし書に適合するものであることについて、指定確認検査機関の審査を受け、適合証の交付を受けた場合は、当該適合証とする。

(接道の認定)

第四条 特例畜舎等に係る省令第四十八条第二項の規定による認定を受けようとする者は、様式第一号による申請書の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

2 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしたときは、様式第二号による通知書に、前項の申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

3 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしないときは、様式第三号による通知書を申請者に交付するものとする。

(申請の取下げ)

第五条 法第三条第一項の認定、法第四条第一項の変更の認定、法第六条第二項ただし書の規定による認定又は省令第四十八条第二項の規定による認定を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、様式第四号による届出書を知事に提出しなければならない。

(認定の公表の方法)

第六条 法第三条第六項、法第十六条第三項及び省令第七十二条第五項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(利用状況の報告)

第七条 省令第九十一条に規定する知事の定める日は、認定を受けた日の属する年度から起算して五年ごとの年の九月三十日とする。

(建築等又は利用の取りやめ)

第八条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、様式第五号による届出書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

認定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

1 申請者の概要:

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地
- (3) 連絡先

2 設計者の概要:

- (1) 資格 () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地
- (5) 連絡先

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項:

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区
- (3) 道路
- ① 幅員
- ② 敷地と接している部分の長さ
- (4) 敷地面積

様式第3号 (第4条関係)

不認定通知書

年 月 日

殿

宮城県知事

年 月 日付けで申請のあった認定については、下記の理由により畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができます。
- 2 この処分について取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号 (第5条関係)

取り下げ届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

届出者の住所又は主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

1 申請の種類：

- 法第3条第1項の認定
- 法第4条第1項の変更の認定
- 法第6条第2項ただし書の規定による認定
- 省令第48条第2項の規定による認定

2 申請年月日：

3 取り下げの理由：

4 備考：

様式第5号 (第8条関係)

取りやめ届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代 表 者 の 氏 名

認定畜舎建築利用計画に基づき畜舎等の建築等(利用)を取りやめたいので、届出ます。

記

1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日:

2 取りやめの年月日:

3 取りやめの理由:

4 備考:

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年宮城県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第四条第一項の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(平成二十三年農林水産省告示第六百八号)」を「、沿岸漁業改善資金助成法施行令第二条の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和四年農林水産省告示第五百三十五号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号のイの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第四条第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和四年農林水産省告示第五百三十六号)」に改める。

第六条の見出し中「貸付け」を「貸付資格」に改め、同条各号列記以外の部分中「貸付け」を「貸付資格の認定」に、「貸付申請書」を「貸付資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画

第六条に次の一号を加える。

五 貸付申請書

第七条第一項中「により」の下に「認定申請書及び」を加え、「行い、」の下に「貸付資格の認定及び」を加え、同条第二項中「により」の下に「貸付資格の認定及び」を加え、「貸付決定通知書を」を「貸付資格認定書及び貸付決定通知書を」に、「第十三条」を「第十五条」に、「貸付けを」を「貸付資格の認定及び貸付けを」に改める。

第十条に次の一項を加える。

3 借受者は、事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、その指示に従わなければならない。
第十四条を第十六条とし、第十一条から第十三条までを二条ずつ繰り下げ、第十条の次に次の二条を加える。

(貸付資格認定の取消し)

第十一条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青

年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、貸付資格認定取消通知書により借受者に通知するものとする。

(期限前償還)

第十二条 知事は、借受者が次の各号の一に該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

- 一 貸付金を貸付け目的以外の目的に使用したとき。
 - 二 償還金の支払を怠ったとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。
- 附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付資格の申請を受理したものから適用し、同日前に貸付けの申請を受理したものについては、なお従前の例による。